

# 就学援助費について聞きたいこと

## (主な申請事由による添付書類編)

申請事由 1 (生活保護を受けている方)

**添付書類：必要ありません。**

申請事由 3 (市民税非課税の決定を受けた方)

**添付書類：世帯全員の「市県民税非課税証明書」**

一人でも「課税証明書」の方がいる場合は、申請事由 3 (市民税非課税の決定を受けた方) に該当しません。申請事由 10 (経済的に困りの方) で申請してください。

例えば、父・母・祖父母・その他の同居人が全員「市県民税非課税証明書」となる場合です。

※市県民税非課税証明書の交付手数料について、市川市では、交付申請書の「使いみち」欄の「就学奨励費」にチェックを入れると「全額免除」となります。

※1月1日に市川市に住民登録がない方は、住民登録をしていた住所地で交付を受けてください。  
手数料は、交付を受ける役所(場)でご確認ください。

**※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。**

**その場合、申請書への記載及び添付書類が必要になります。**

申請事由 6 (国民年金保険料が全額免除された方)

**添付書類：世帯全員の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し」(氏名と全額免除が記載してある面)**

一人でも、「全額免除」ではない場合は、申請事由 10 (経済的に困りの方) で申請してください。

**※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。**

**その場合、申請書への記載及び添付書類が必要になります。**

申請事由 7（児童扶養手当の支給を受けている方）

**添付書類：児童扶養手当証書の写し（有効期限と受給者氏名が記載されている面）**

※紛失した場合は、再発行した児童扶養手当証書の写しを添付するか、他の申請事由で申請してください。

※児童扶養手当証書の再発行には、時間を要します。余裕をもって手続きをしてください。

申請事由 10（経済的に困りの方）

・世帯で収入のある方全員の、次のいずれかの添付書類（前年の収入状況を証明する書類）が必要です。

**添付資料 1：給与所得等の源泉徴収票の写し**

**添付資料 2：所得税の確定申告書の写し**

**添付資料 3：市県民税課税証明書または非課税証明書**

・新年度の4月から6月上旬頃の申請については、市県民税課税（非課税）証明書は添付書類としてお使いになれません。

・市県民税課税（非課税）証明書の交付手数料について、市川市では、交付申請書の「使いみち」欄の「就学奨励費」にチェックを入れると「全額免除」となります。

※1月1日に市川市に住民登録がない方は、住民登録をしていた住所地で交付を受けてください。  
手数料は、交付を受ける役所（場）でご確認ください。

※添付書類は、給与所得の源泉徴収票の写しや所得税の確定申告書の写し等が混在していても大丈夫です。金額にかかわらず、収入のある方全員の書類を提出してください。